

裁 決 書

審査請求人
[REDACTED]

処分庁
[REDACTED]

審査請求人が平成28年8月12日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年6月23日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成25年8月6日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成28年6月23日付けで、処分庁は請求人に対し、同年7月1日からの生活保護費変更決定（以下「本件決定」という。）を行い、通知した。
本件決定通知書には、経過措置期限に到達したため住宅費認定額の変更により保護を変更すること、住宅扶助は50,000円である旨記載されている。
- 3 平成28年8月12日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

住宅扶助基準の引き下げに納得いかない。昨年も、高齢者で障害者世帯でもあり、通院または通所もしており、転居により支障をきたすので、住宅扶助の給付について、経過措置（例外措置）の適用を求め申入書も出している。

(2) 審理員が平成28年10月11日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

請求人たち夫婦は、現在の所に居住し30年近くになる。その上、となり近所の人たちも当時から住み続けている人がほとんどで、請求人たち家族のこともよく知っていただき、日常的に目配りもしていただいている。高齢で障害者であっても安心して生活できる場所である。

とくに、請求人の妻（以下「妻」という。）は重度の難聴障害者であり、来客や電話の対応は、十分できない。また、外出する時背後からの車や自転車、人の動きを察知することができなく時折、請求人も危ないので同行することもある。しかし、最寄駅までや駅周辺での日常の買物、そしてよく通院しているA病院までの道程や距離は、1人でも目をつぶってでも行けるほど住み慣れている居住地である。

2人とも高齢者で、障害者の妻と十分住み慣れた所を離れて生活することに大変な不安を感じている。残された人生もそう長くない。居住地と住居は、雨露しのげれば何処でもいいということではないと思う。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年6月23日付けで、処分庁が請求人に對し通知した本件決定通知書には、「内容 変更、認定年月日 同年7月1日、決定した理由 経過措置期限に到達したため住宅費認定額の変更による。介護保険料加算の変更、決定内容 生活扶助 97,804円、住宅扶助 50,000円、介護扶助 現物、医療扶助 現物、合計147,804円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年9月12日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成25年8月6日、請求人から「収入が年金だけで生活できない」として保護の申請があった。

イ 平成25年8月22日、処分庁は保護開始決定を行い、同月6日から保護を開始した。

ウ 平成28年7月分の生活保護費について、処分庁は同年6月23日付で本件決定した。

エ 本件審査請求の趣旨は、処分庁の行った本件決定を取り消すことを求めたものである。

請求人の主張は、平成27年7月からの住宅扶助基準変更に伴い、「住宅扶助特別基準・経過措置を適用すべきで、住宅扶助を減額しないでください。」というものである。

処分庁における本件決定は、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「住宅扶助局長通知」という。）に基づいて決定し、これを請求人に通知した。

具体的には、請求人は、糖尿病等で月1回B病院（大阪市北区）に通院している。（通院移送費支給・公共交通機関）その妻は、月1回気管支喘息等でA病院、過活動膀胱でCクリニック（共に最寄の医療機関）に徒歩で通院している。また、妻は両高度難聴でD病院に、6ヶ月に1回通院している。（通院移送費支給・公共交通機関）仮に転居したとしても請求人と妻が、通院等に支障をきたすといえないと判断する。また、請求人と妻は高齢者であり、妻は身体障害者（呼吸器機能障害3級・聴力障害2級→身体障害者等級表による等級1級）であるが、扶養義務者である請求人の長男（以下「長男」という。）は、[REDACTED]に居住、請求人の長女（以下「長女」という。）は[REDACTED]に住んでいる。長男は月に1～2回、長女は週に1～2回請求人宅を訪問している。請求人は、転居により扶養義務者との関係が遮断したり、地域の支援がなくなる等自立を阻害するとの申立てであるが、長男・長女の関係は、転居により遮断するとは思えないし、地域の支援が転居でなくなることはないと考える。

よって、本件決定についてはなんら違法、不当なものではなく、本件審査請求について棄却を求めるものである。

（2）処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成17年9月1日付けで締結された、請求人を賃借人とする建物賃貸借契約書（居住用）には、「I（2）賃貸借契約期間 始期同日より終期平成19年8月31日まで II契約条項第2条2. 賃貸人及び請求人は、協議のうえ、本契約を更新することができる。」との趣旨の記載がある。

イ 平成27年6月11日付けの家賃等証明書には、「家賃・間代 平成25年9月1日より月額58,000円」との記載がある。

ウ 平成27年7月28日付けで、処分庁が受理した請求人からの申入書には、「請求人の世帯には、下記の事情がありますので、住宅扶助の給付について特別基準の設定または経過措置の適用がされるべきです。よって、住宅扶助を減額しないでください。通院または通所をしており、転居により通院等に支障をきたします（通院等をしている機関と良好な関係を保持しているが、転居によって通院等が現状より負担となる場合、精神疾患等により転居による環境変化が病状等を悪化させるおそれがある場合等）。高齢者、身体障害者等であって、扶養義務者からの援助または地域の支援を受けて生活しており、転居によって自立を阻害します。」との記載がある。

エ 平成27年7月29日付けのケース記録票には、「家庭訪問 住宅扶助減額について説明のため訪問。請求人、妻在宅。本世帯は高齢で妻人工内耳等により身障1級である。今回の住宅扶助減額についてやや不満がある様子。請求人宅の実家賃は平成25年8月まで62,000円で平成25年9月より58,000円に減額してもらったばかりとの申出。(中略)特別基準及び経過措置の運用基準に基づき請求人、妻に説明し、転居指導を実施。3.住宅扶助引き下げ対象世帯に対する経過措置(2)－(A)－(イ)に基づき、平成28年6月まで、旧基準内である旨説明。請求人一定の理解を示す。」との記載がある。

オ 処分庁が平成27年7月29日付けで作成した「住宅扶助特別基準・経過措置検討票」には、「現在の家賃58,000円、旧基準の限度額55,000円、新基準の限度額50,000円、2 経過措置(1)の検討として、経過措置(1)を適用しない。経過措置(2)の検討として、実家賃が旧基準を超えている 遅くとも平成28年6月までに新基準限度額以内の家賃の住居に転居するよう指導した。受給者が、転居のために熱心に努力しているか。はい。経過措置(2)を適用する。限度額55,000円、『契約期間の定めはあるが、契約更新に関する定めがない賃貸借契約』、『賃貸借契約に期限の定めがない場合』 平成28年6月」との記載がある。

カ 平成28年1月26日付けのケース記録票には、「請求人来所。住宅扶助減額について。平成27年7月29日付 訪問時より、来所するたびに平成28年6月より住宅扶助減額について、くり返し周知している。(中略)今後も引き続き本世帯住宅扶助引き下げ対象世帯である旨、説明をくりかえしておく。」との記載がある。

キ 平成28年6月分の保護決定調書には、「実際家賃額 58,000円、住宅扶助認定額 55,000円」との記載がある。

ク 平成28年7月分の保護決定調書には、「決定理由 経過措置期限に到達したため住宅費認定額の変更による。介護保険料加算の変更、実際家賃額 58,000円、住宅扶助認定額 50,000円」との記載がある。

ケ 前記1 請求人の主張の1の(3)と同一書類。

コ、賃貸物件の一例として、請求人宅の最寄駅から徒歩10分以内、30平方メートル以上、家賃5万円以内の条件で住宅情報サイトから検索したところ、30件の物件の提示があり、うち、同一町内で13件、同一町内同一丁内で10件の物件が提示された。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第14条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨定められている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7の4の(1)の才では、住宅扶助の特別基準について、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(中略)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、(中略)特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めている。
- (3) 住宅扶助局長通知では、「『生活保護法による保護の基準』(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第3の2の規定に基づき、貴市における厚生労働大臣が別に定める額(以下『住宅扶助(家賃・間代等)の限度額』という。)が、下記1のとおり定められ、平成27年7月1日から適用することとされたので通知する。」と記され、
1 住宅扶助(家賃・間代等)の限度額について、処分庁管内における2人世帯は50,000円と記されている。また、「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)の才による額として、処分庁管内における2人世帯は59,000円と記されている。
- (4) 住宅扶助局長通知の3 経過措置において、「平成27年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるもの(中略)が、上記1及び2の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、本年6月まで適用されている住宅扶助の基準額(以下「旧基準額」という。)の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。

(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として 1 (2) アただし書 (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。(以下「経過措置(1)」という。)と記され、そして、1 (2) アただし書として、「(ア) 通院又は通所(以下「通院等」という。)をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合、(イ) 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合、(ウ) 高齢者、身体障害者等であつて日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合」と記されている。

また、3 経過措置(2)において、「引き続き、当該住居等に居住する場合であつて、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。(以下「経過措置(2)」といふ。)」と記され、そのウにおいて「当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えている場合であつて、転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合 福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限(平成28年6月までに限る。)までの間。」と記されている。

なお、処分庁管内において二人世帯の旧基準額は55,000円である。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 本件についてみると、処分庁は、住宅扶助局長通知に基づき、請求人世帯の住宅扶助について、平成28年6月までは旧基準額とする経過措置(2)を適用し、同年7月から新たな基準額を適用する本件処分を行ったことが認められる。

(イ) 請求人は、高齢者で障害者世帯でもあり通院もしており、転居により支障をきたすので経過措置(1)の適用を求めていたのに、住宅扶助基準の引き下げに納得いかない旨主張する。

しかしながら、住宅扶助局長通知により、住宅扶助の限度額が平成27年7月1日から変更されるなか、住宅扶助局長通知において、住宅扶助の給付額が減少するときは、経過措置(1)もしくは経過措置(2)いずれかの経過措置の適用について検討することとされており、処分庁においては、経過措置(2)を検討した結果、平成28年6月までは旧基準額を適用することとしたものであり、また、請求人に

対し、検討結果及び同年7月からは住宅扶助費が引き下がることを繰り返し説明してきた事実が認められる。

そして、経過措置（1）については、請求人宅の付近には、新たな基準額内での賃貸物件が複数あることが認められることから、転居によって、請求人世帯の月1回の通院が困難となることや、扶養義務者である請求人の長男（以下「長男」という。）、扶養義務者である請求人の長女（以下「長女」という。）の訪問が遮断することになるとは認め難く、請求人世帯の年齢や妻の障害を考えると転居による環境の変化に不安を感じる請求人の心情は理解できるものの、このことをもって直ちに転居できない理由となるものではないため、経過措置（1）の適用を行わず新たな基準を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは認められない。

なお、請求人の申入書には、特別基準の設定又は経過措置の適用がされるべきとの記載があるため、特別基準について判断する。

特別基準の適用について処分庁が検討したか否かは判然としないが、そもそも特別基準とは、住宅扶助局長通知により住宅扶助が減額となったことをもって改めて検討されるものではなく、特別な事由が発生し一般の基準により難いときに定められるものである。請求人世帯においては、障害の変化など特別な事由は発生しておらず、よって、処分庁が特別基準の適用について改めて検討する必要はなく、経過措置の適用を検討した結果、本件決定を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は認められない。

（2）大阪府行政不服審査会第3部会答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は、認容すべきである。

イ 理由の要旨

（ア） 処分庁は、同審査会からの質問に対する処分庁の回答書（以下「回答書」という。）のなかで、ただし書（ウ）にいう「転居によって自立を阻害するおそれがある場合」に該当することを理由に経過措置（1）を適用した具体例として、「高齢者、身体障害者等であって外出が困難な状況にあり、近隣に住む扶養義務者から日常的な介護を受けている者や、認知症などにより金銭管理能力に問題があり扶養義務者から金銭管理を含めて生活支援を受けている者」を挙げる。

しかしながら、「1 住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」の（2）アただし書（ウ）の「転居によって自立を阻害するおそれがある場合」とは、「日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合」に限らず、その他の場合であっても、被保護世帯の個別具体的な事情を考慮して転居によって自立を阻害するおそれがある場合に当たると認められるときは、経過措置（1）を適用するのが相当である。

そこで、本件についてみると、本件決定時において、請求人が75歳、妻が79歳の高齢者であって、かつ、妻が身体障害者等級表による等級1級の身体障害者手

帳を取得しており、また現住居には約30年もの長期間に渡って居住しており、慣れ親しんだ自宅から他に転居することによって近隣住民との関係や通院経路等が大きく変化し、それによる精神的・身体的な影響は甚大であり、自立を阻害するおそれがあることが容易に推認される。このような請求人世帯の個別具体的な事情を十分に考慮すれば、請求人世帯には経過措置（1）が適用されると認めるのが相当である。

よって、請求人世帯は、その個別具体的な事情を十分に考慮すれば、「転居によって自立を阻害するおそれがある場合」に該当すると認められるので、経過措置（1）に基づき旧基準を適用すべきであった。それにもかかわらず、処分庁が経過措置（1）を適用せずに本件処分を行ったことについては、不当な点が認められる。

以上のとおり、本件決定は不当であり、取り消されるべきである。

3 本件決定について

（1） 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の（1）及び（2）のとおり、処分庁は、住宅扶助局長通知に基づき、請求人世帯の住宅扶助について、平成28年6月までは旧基準額とする経過措置（2）を適用し、同年7月から新たな基準額を適用する本件決定を行ったことが認められる。

（2） 処分庁は、本件決定は住宅扶助局長通知に基づき決定したもので、仮に転居したとしても請求人と妻が通院等に支障をきたすとはいえないこと、また、長男・長女との関係は、転居により遮断するとは思えないし、地域の支援が転居でなくなることはないと考え、経過措置（1）を適用せず経過措置（2）を適用したものであり、よって、本件決定は違法・不当なものではない旨主張する。

確かに、処分庁は、前記2の（1）の審理員意見書にあるとおり、住宅扶助局長通知に基づき、経過措置（1）もしくは経過措置（2）いずれかの経過措置の適用について検討することとされていることから、検討の結果、経過措置（2）を適用した事実が認められる。

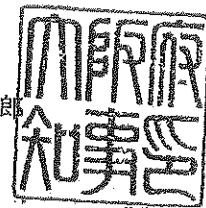
しかしながら、前記2の（2）の審査会答申書にあるとおり、本件決定時において、請求人は75歳、妻は79歳の高齢者であって、かつ、妻が身体障害者等級表による等級1級の身体障害者手帳を取得しており、また現住居には約30年もの長期間に渡って居住しており、慣れ親しんだ自宅から他に転居することによって近隣住民との関係や通院経路等が変化し、それによる精神的・身体的な影響により、自立を阻害するおそれがあることが推認されることを踏まえると、請求人世帯の個別具体的な事情を考慮すれば、請求人世帯には経過措置（1）が適用されると認めるのが相当であり、処分庁が経過措置（1）を適用せずに本件決定を行ったことについては、不当な点が認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年10月12日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。